参考様式

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※確認・届出番号 |  | ※ | 新規 |  |
| ※年　月　日 |  | 変更 |  |
| 浄化槽を設置する方は、浄化槽の使用開始から３月を経過した日から５ケ月の間に　　　千葉県知事が指定した指定検査機関による検査を受ける義務があります（浄化槽法第７条　第１項）。検査にあたっては、指定検査機関に申込が必要です。検査手数料の納付書の写しの貼付　をお願いします。納付書貼付欄 |

　※欄は記入しないでください。